

保護者の皆様へ

世田谷区子ども・若者部長 松本 幸夫

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行に伴う
保育施設における感染対策について

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

区内保育施設では、世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインに基づき、徹底した感染予防対策を講じながら保育を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日(月)より「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更されることに伴い、国の基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止される予定でございます。

このため、日常における基本的な感染対策については、個人や事業者の主体的な選択を尊重し、自主的な感染対策に取り組んでいくこととなるため、保育施設における感染対策につきましては、以下のとおり、対応させていただきます。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 感染防止対策の実施や内容

世田谷区「新しい日常における保育」対応ガイドラインは廃止し、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、園運営を継続します。

マスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように留意します。ただし、体調不良や園内で新型コロナウイルス感染者が発生し、感染拡大するなどの場合においては、マスクの着用をお願いします。

マスク着用の対応に関わらず、引き続き、換気の確保等の必要な感染症防止対策を講じます。

2 対応開始日

令和5年5月8日(月)

【担当】

区立保育園に関すること 電話 03-6453-4837
私立保育園・認定こども園・地域型保育事業に関すること 電話 03-5432-2320
認証保育所に関すること 電話 03-5432-2324
保育室・保育ママに関すること 電話 03-5432-2572